

令和5年度 第2回主要産地協議会



○日時：令和6年3月28日（木）15：00

○場所：LEVEL XXI 東京會館（大手町）21階

一般社団法人 日本食鳥協会

令和5年度 第2回主要産地協議会 出席者名簿（順不同）

| 全 | 会 | 企業・団体名 | 職名（責） | 氏名 |
|----|------|------------------------------------|----------------|--------|
| 1 | 1-1 | 【来賓】 農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課 | 課長補佐 | 鈴木 浩幸 |
| 2 | -2 | 〃 | 鶏卵食鳥班 | 江見 遥 |
| 3 | 1 | 【講師】 マレルジャパン(株) | セールスマネージャー | 丹吾 浩之 |
| 4 | 1 | 【北海道・青森県・岩手県】 岩手県チキン協同組合 | 常務理事 | 熊谷 光洋 |
| 5 | 2 | プライフーズ(株) | 執行役員 生産本部長 | 矢元 淳一 |
| 6 | 3 | (株)十文字チキンカンパニー | 常務執行役員 | 春日 信人 |
| 7 | 4 | (株)阿部繁孝商店 | 代表取締役社長 | 阿部 繁之 |
| 8 | 5 | (株)オヤマ | 専務取締役 | 小山 雅也 |
| 9 | 6 | (株)フレッシュチキン軽米 | 代表取締役社長 | 栗原 智行 |
| 10 | 7 | (株)アマタケ | 専務取締役 | 菅野 朗 |
| 11 | 8 | 住田フーズ(株) | 常務取締役 | 谷東 修 |
| 12 | 9 | 【宮崎県】 (一社)宮崎県養鶏協会 | 専務理事 | 大木場 格 |
| 13 | 10 | (株)エビス商事 | 代表取締役社長 | 桑畑 貴 |
| 14 | 11 | 日本ホワイトファーム(株) | 宮崎事業所 所長 | 戸高 操 |
| 15 | 12 | 【鹿児島県】 鹿児島県養鶏協会 | 常務理事 | 山崎 嘉都夫 |
| 16 | 13 | 鹿児島くみあいチキンフーズ(株) | 常務取締役 | 松木 純二 |
| 17 | 14 | (株)ジャパンファーム | チキン事業管掌取締役 | 江夏 弘行 |
| 18 | 15 | (株)ウェルファームフーズ | 常務執行役員 霧島事業所長 | 小栗 研二郎 |
| 19 | 16-1 | マルイ食品(株) | 鶏肉事業本部 取締役 本部長 | 深見 憲二 |
| 20 | -2 | 〃 | 鶏肉販売部 部長 | 竹内 裕樹 |
| 21 | 1 | 【日本食鳥協会】 (一社)日本食鳥協会 | 代表理事会長 | 佐藤 実 |
| 22 | 2 | 〃 | 専務理事 | 鈴木 稔 |
| 23 | 3 | 〃 | 参与 | 小林 政通 |
| 24 | 4 | 〃 | 参与 | 高根 豊 |
| 25 | 5 | 〃 | 職員 | 山口 美和 |
| 26 | 6 | 〃 | 職員 | 樽林 三恵子 |
| 27 | 7 | 〃 | 職員 | 島田 命美 |
| 28 | 8 | 〃 | 職員 | 恒田 理恵 |

注. 1.職名・氏名は提出頂いた出欠報告書の記載内容のとおりに入力しております。

2.名簿は出席者の確認に使用します。

次第

1 開会

2 挨拶

(1) 開催挨拶

主要産地協議会 議長 戸高 操

(2) 主催者挨拶

(一社) 日本食鳥協会 代表理事会長 佐藤 実

(3) 来賓挨拶

農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課 課長補佐 鈴木 浩幸

3 議事

(1) 主要産地の令和5年度出荷実績見通し、および令和6年度出荷計画について

(2) その他

4 情報提供

(1) 育成就労制度の創設等について

(2) 配合飼料価格安定制度のあり方に関する検討会の報告

5 セミナー

アニマルウェルフェアの直近の処理機械等の情勢について

6 閉会

○次回開催

○会議 : 令和6年度第1回主要産地協議会

○日時 : 令和6年9月26日(木) 15:00~17:00

○場所 : ニューウェルシティ(宮崎)

※会議終了後に情報交換会を開催いたします。

【令和5年度第2回主要産地協議会模様】





国産チキン
あんしんも、おいしさも。

別冊

令和5年度・第2回主要産地協議会

令和6年3月28日（木）
LEVEL XXI 東京會館（大手町）

一般社団法人 日本食鳥協会

日本食鳥協会会員

令和5年の処理羽数・重量見通し

および令和6年処理計画



令和6年3月28日（木）

令和5年度第2回主要産地協議会

一般社団法人 日本食鳥協会

データ提供会員（順不同）

- 1 (株)中札内若どり
- 2 プライフーズ(株)
- 3 日本ホワイトファーム(株)
- 4 (株)阿部繁孝商店
- 5 (株)アマタケ
- 6 (株)フレッシュチキン軽米
- 7 (株)オヤマ
- 8 (株)十文字チキンカンパニー
- 9 岩手農協チキンフーズ(株)
- 10 住田フーズ(株)
- 11 伊達物産(株)
- 12 福島エーアンドエーブロイラー(株)
- 13 (株)ジャパンファーム
- 14 (株)ウェルファムフーズ
- 15 エスファクトリー千葉(株)
- 16 (株)朝びき若鶏
- 17 群馬農協チキンフーズ(株)
- 18 甲斐食産(株)
- 19 丸トポトリー食品(株)
- 20 日本ホワイトファーム新潟(株)
- 21 岐阜アグリフーズ(株)
- 22 米久おいしい鶏(株)
- 23 (株)マルセ
- 24 (株)奥三河どり
- 25 (株)共立
- 26 鳥ぴん(株)
- 27 淡路フーズ(株)
- 28 (株)丹波フレッシュチキン

データ提供会員（順不同）

- | | |
|----------------------|---------------------|
| 29 サンファーム(株) | 43 トリゼン食鳥肉協同組合 |
| 30 (株)但馬どり | 44 長崎ブロイラー産業(株) |
| 31 (株)イシイフーズ | 45 農事組合法人福栄組合 |
| 32 貞光食糧工業(株) | 46 (株)エビス商事 |
| 33 (株)丸本（オンダン農業協同組合） | 47 エビスブロイラーセンター(株) |
| 34 香川県農業協同組合 | 48 (株)児湯食鳥 |
| 35 三栄ブロイラー販売(株) | 49 宮崎くみあいチキンフーズ(株) |
| 36 まるほ食品(株) | 50 宮崎サンフーズ(株) |
| 37 (株)ビージョイ | 51 (株)アクセーズ |
| 38 深川養鶏農業協同組合 | 52 鹿児島くみあいチキンフーズ(株) |
| 39 (株)熊本チキン | 53 鹿児島サンフーズ(株) |
| 40 ありた(株) | 54 マルイ食品(株) |
| 41 (株)JAフーズさが | 55 沖縄食鶏加工(株) |
| 42 (株)ヨコオ | 56 (有)中央食品加工 |

特記事項

○エリア別に含まれる都道府県

■北海道・東北エリア・・・北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

■関東エリア・・・・・・・・・・茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

■中部エリア・・・・・・・・・・新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

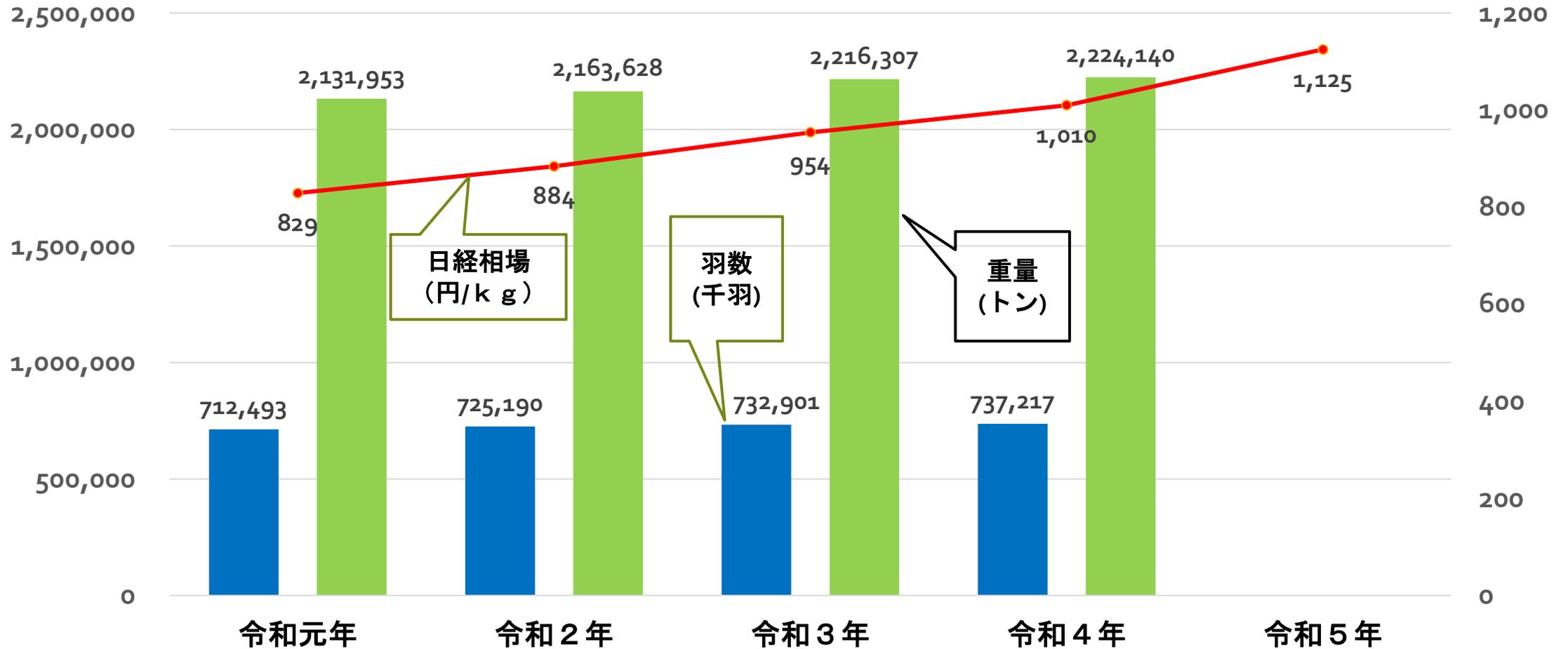
■近畿 中国 四国エリア・・・滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、
広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、山口県

■北部九州エリア・・・・・・・・福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県

■南九州エリア・・・・・・・・宮崎県、鹿児島県、沖縄県

※エリア分けは、（独）農畜産業振興機構のエリア基準にてエリア分けしております。

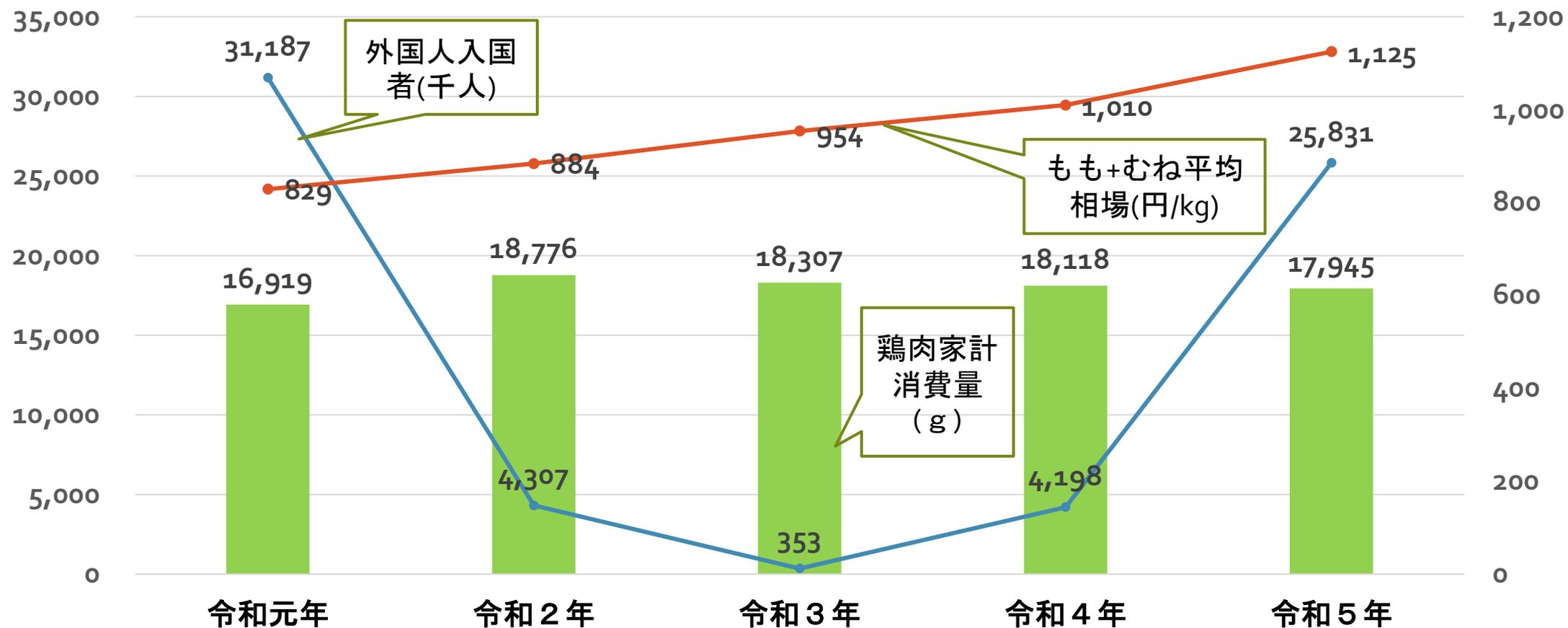
処理羽数と処理重量の推移（全国、年単位）



●処理羽数・処理重量：農水省 食鳥流通統計調査

●もも+むね平均相場：日本経済新聞社東京相場加重平均実績

ブロイラー家計消費の推移（全国、年単位）

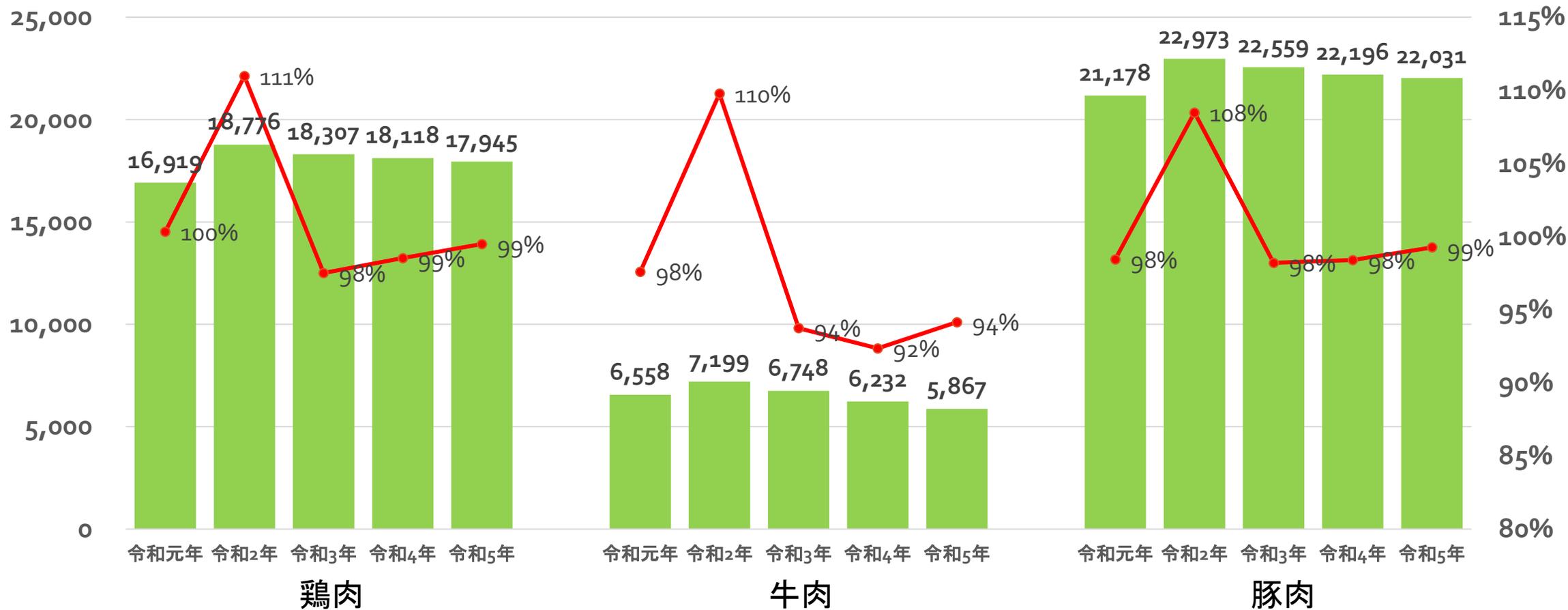


● 鶏肉家計消費量：総務省 全国二人以上の一世帯あたり
 ● もも+むね平均相場：日本経済新聞社東京加重平均実績

● 外国人入国者数：出入国在留管理庁

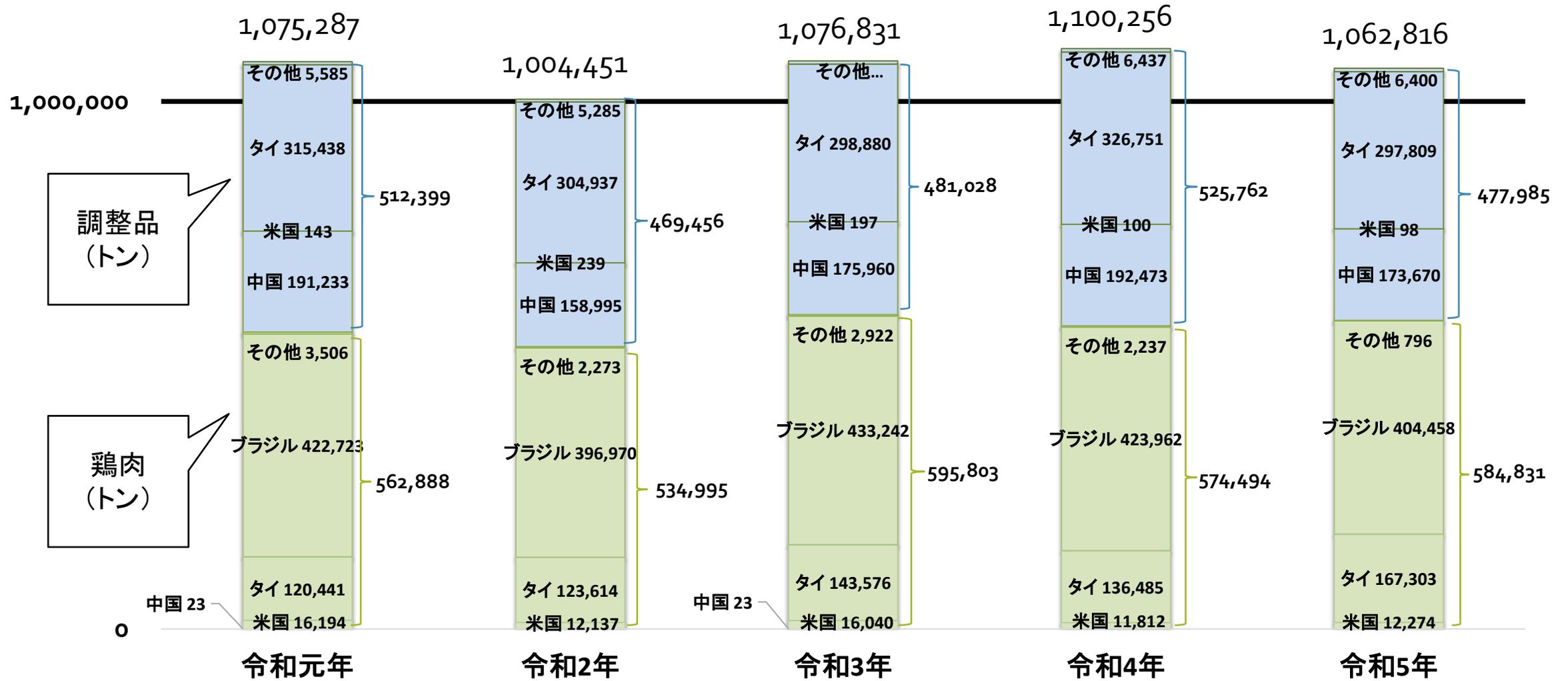
全国一世帯あたりの食肉別消費動向（全国、年単位、g、％）

■ 購入量(g) ● 前年比(%)



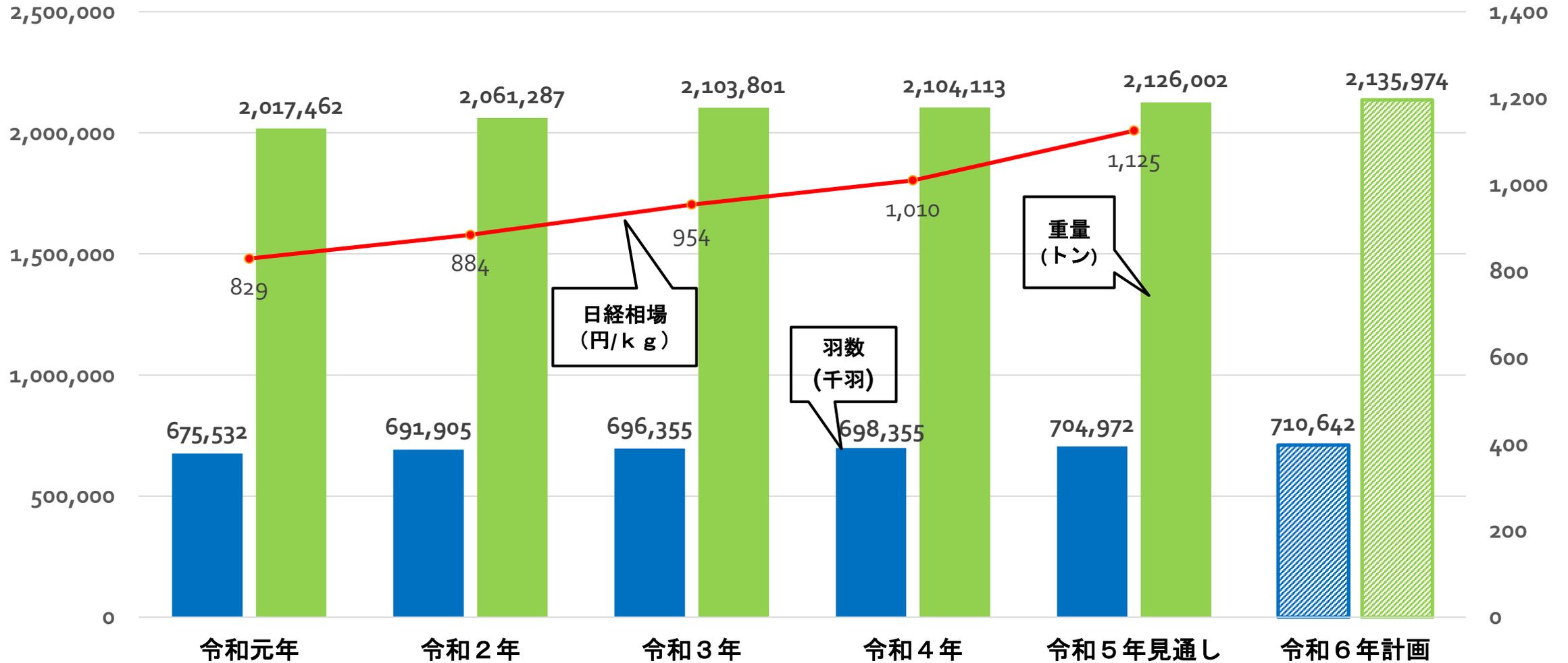
● 総務省統計局：家計調査 全国二人以上の一世帯あたり

ブロイラー輸入量推移(全国、年単位)



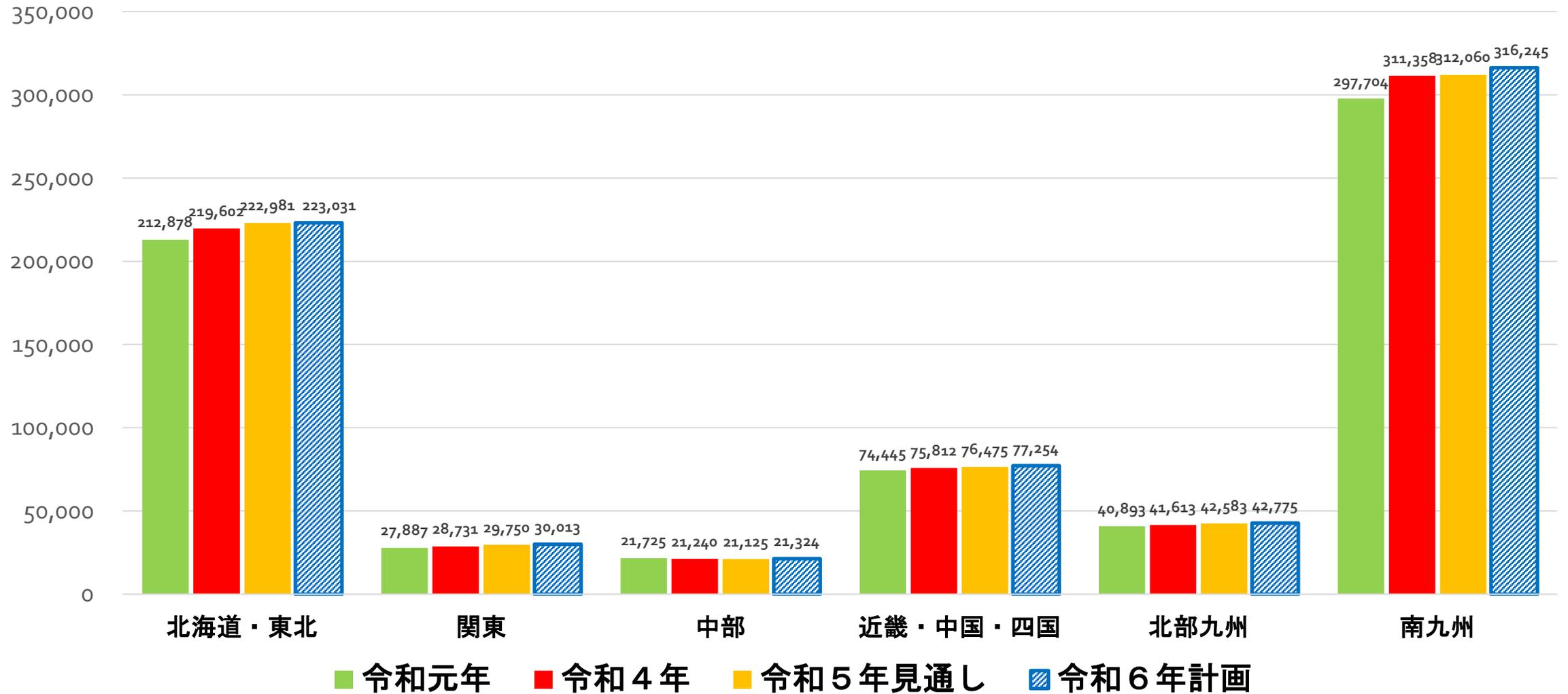
ALIC : ブロイラー等の輸入動向

処理羽数・重量の推移（日本食鳥協会会員、年単位）



もも+むね平均相場：日本経済新聞社東京相場加重平均

エリア別処理羽数推移（日本食鳥協会会員、年単位、千羽）



**主要産地「青森県・岩手県、宮崎県、鹿児島県エリア」
令和5年度出荷見通しおよび令和6年度出荷計画**



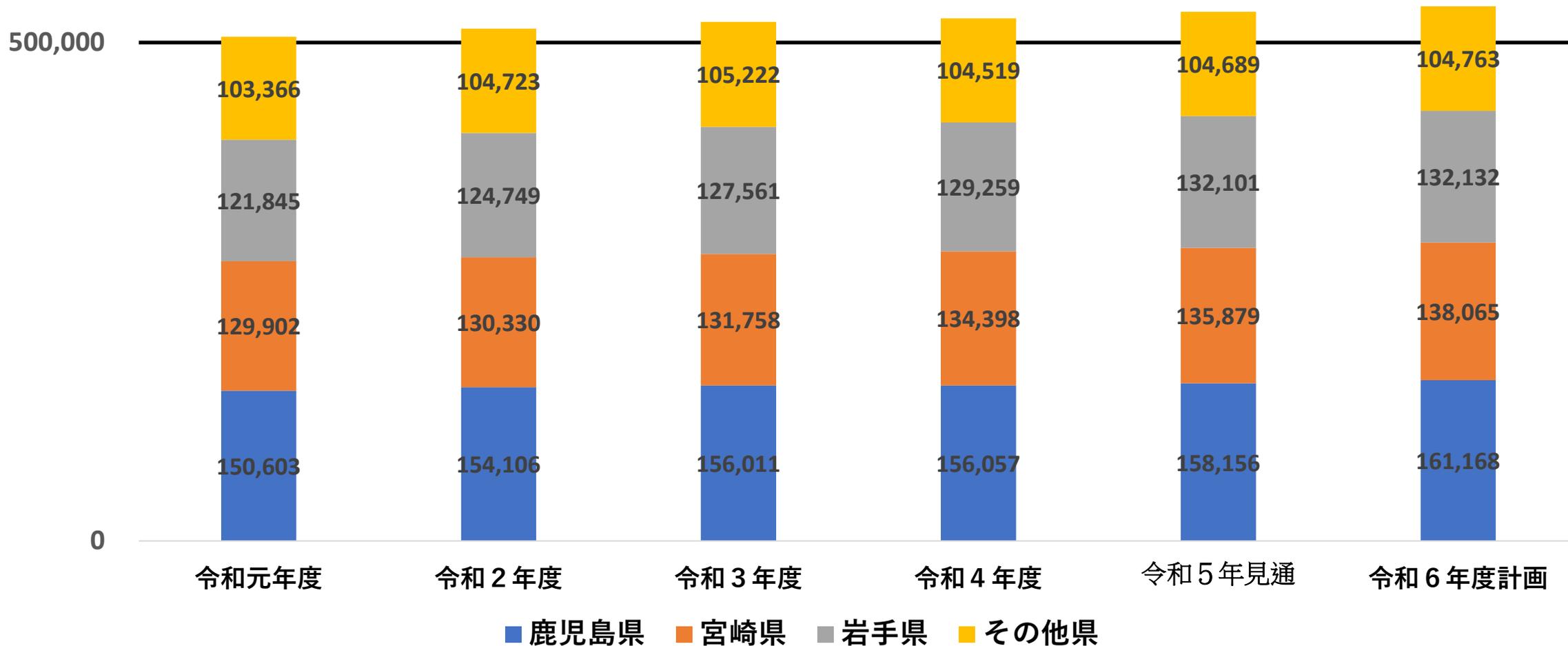
**令和6年3月28日（木）
令和5年度・第2回主要産地協議会
一般社団法人 日本食鳥協会**

データ提供会員（順不同）

- | | |
|---|----------------------|
| 1 プライフーズ株式会社 | 10 株式会社エビス商事 |
| 2 株式会社阿部繁孝商店 | 11 株式会社児湯食鳥 |
| 3 株式会社アマタケ | 12 宮崎くみあいチキンフーズ株式会社 |
| 4 株式会社十文字チキンカンパニー （岩手農協チキンフーズ株式会社含む） | 13 宮崎サンフーズ株式会社 |
| 5 株式会社オヤマ | 14 株式会社アクシーズ |
| 6 住田フーズ株式会社 | 15 鹿児島サンフーズ株式会社 |
| 7 株式会社ジャパンファーム | 16 鹿児島くみあいチキンフーズ株式会社 |
| 8 日本ホワイトファーム株式会社 | 17 株式会社ウェルファムフーズ |
| 9 株式会社フレッシュチキン軽米 | 18 マルイ食品株式会社 |

○数値：期間・・・4月～3月

3 エリア出荷羽数推移（日本食鳥協会会員：年度単位、千羽）



(3エリア計) ブロイラー出荷羽数・令和5年度見通しと令和6年度計画

会社名: (一社)日本食鳥協会

記入者: 高根 豊

1. 令和6年度出荷計画(A)

単位: 千羽、%

| 飼育県/月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 上期計 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 下期計 | 年間合計 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|
| 鹿児島県 | 13,628 | 13,685 | 13,093 | 13,402 | 13,348 | 12,911 | 80,067 | 14,334 | 13,578 | 14,220 | 13,317 | 11,966 | 13,686 | 81,101 | 161,168 |
| 宮崎県 | 11,579 | 11,565 | 11,151 | 11,671 | 10,977 | 11,353 | 68,296 | 11,693 | 11,703 | 12,366 | 11,190 | 11,036 | 11,781 | 69,769 | 138,065 |
| 岩手県 | 11,032 | 11,058 | 10,826 | 11,091 | 10,531 | 10,944 | 65,482 | 11,048 | 11,183 | 11,903 | 10,936 | 10,388 | 11,192 | 66,650 | 132,132 |
| 他県 | 8,820 | 8,701 | 8,642 | 8,455 | 8,589 | 8,175 | 51,382 | 9,027 | 8,714 | 9,602 | 8,735 | 8,140 | 9,163 | 53,381 | 104,763 |
| 合計 A | 45,059 | 45,009 | 43,712 | 44,619 | 43,445 | 43,383 | 265,227 | 46,102 | 45,178 | 48,091 | 44,178 | 41,530 | 45,822 | 270,901 | 536,128 |

2. 令和5年度実績・見通し(B)

| 飼育県/月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 上期計 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 下期計 | 年間合計 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|
| 鹿児島県 | 12,829 | 13,218 | 13,297 | 12,532 | 13,214 | 13,202 | 78,292 | 13,581 | 13,273 | 14,095 | 12,960 | 12,204 | 13,751 | 79,864 | 158,156 |
| 宮崎県 | 10,972 | 11,348 | 10,857 | 11,151 | 11,049 | 11,498 | 66,875 | 11,528 | 11,762 | 12,693 | 10,715 | 11,287 | 11,019 | 69,004 | 135,879 |
| 岩手県 | 10,532 | 11,021 | 10,746 | 10,542 | 11,140 | 10,828 | 64,809 | 11,196 | 11,165 | 12,116 | 10,637 | 10,698 | 11,480 | 67,292 | 132,101 |
| 他県 | 8,863 | 8,185 | 9,115 | 8,134 | 8,623 | 8,452 | 51,372 | 8,870 | 8,727 | 9,573 | 8,572 | 8,318 | 9,257 | 53,317 | 104,689 |
| 合計 B | 43,196 | 43,772 | 44,015 | 42,359 | 44,026 | 43,980 | 261,348 | 45,175 | 44,927 | 48,477 | 42,884 | 42,507 | 45,507 | 269,477 | 530,825 |

3. 前年差(A-B)

単位: 千羽

| 飼育県/月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 上期計 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 下期計 | 年間合計 |
|-------|-------|-------|------|-------|------|------|-------|------|-----|------|-------|------|------|-------|-------|
| 鹿児島県 | 799 | 467 | -204 | 870 | 134 | -291 | 1775 | 753 | 305 | 125 | 357 | -238 | -65 | 1237 | 3012 |
| 宮崎県 | 607 | 217 | 294 | 520 | -72 | -145 | 1421 | 165 | -59 | -327 | 475 | -251 | 762 | 765 | 2186 |
| 岩手県 | 500 | 37 | 80 | 549 | -609 | 116 | 673 | -148 | 18 | -213 | 299 | -310 | -288 | -642 | 31 |
| 他県 | -43 | 516 | -473 | 321 | -34 | -277 | 10 | 157 | -13 | 29 | 163 | -178 | -94 | 64 | 74 |
| 合計 C | 1,863 | 1,237 | -303 | 2,260 | -581 | -597 | 3,879 | 927 | 251 | -386 | 1,294 | -977 | 315 | 1,424 | 5,303 |

4. 前年対比(A÷B、%、合計のみ)

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 上期計 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 下期計 | 年間合計 |
|-------|-------|-------|------|-------|------|------|-------|-------|-------|------|-------|------|-------|-------|-------|
| A÷B % | 104.3 | 102.8 | 99.3 | 105.3 | 98.7 | 98.6 | 101.5 | 102.1 | 100.6 | 99.2 | 103.0 | 97.7 | 100.7 | 100.5 | 101.0 |

注1. 羽数を飼育県(生産県)により区分しています。

注2. 令和5年度は、4月から令和6年1月までは実績、2月は実績または見通しまたは計画、3月は見通しまたは計画を記入しています。

(岩手県エリア) ブロイラー出荷羽数・令和5年度見通しと令和6年度計画

会社名: 岩手県チキン協同組合

記入者: 熊谷 光洋

1. 令和6年度出荷計画(A)

単位: 千羽、%

| 飼育県/月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 上期計 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 下期計 | 年間合計 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|
| 鹿児島県 | | | | | | | 0 | | | | | | | 0 | 0 |
| 宮崎県 | | | | | | | 0 | | | | | | | 0 | 0 |
| 岩手県 | 11,032 | 11,058 | 10,826 | 11,091 | 10,531 | 10,944 | 65,482 | 11,048 | 11,183 | 11,903 | 10,936 | 10,388 | 11,192 | 66,650 | 132,132 |
| 他県 | 7,522 | 7,395 | 7,267 | 7,142 | 7,186 | 6,971 | 43,483 | 7,678 | 7,281 | 8,158 | 7,351 | 6,907 | 7,640 | 45,015 | 88,498 |
| 合計 A | 18,554 | 18,453 | 18,093 | 18,233 | 17,717 | 17,915 | 108,965 | 18,726 | 18,464 | 20,061 | 18,287 | 17,295 | 18,832 | 111,665 | 220,630 |

2. 令和5年度実績・見通し(B)

| 飼育県/月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 上期計 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 下期計 | 年間合計 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|
| 鹿児島県 | | | | | | | 0 | | | | | | | 0 | 0 |
| 宮崎県 | | | | | | | 0 | | | | | | | 0 | 0 |
| 岩手県 | 10,532 | 11,021 | 10,746 | 10,542 | 11,140 | 10,828 | 64,809 | 11,196 | 11,165 | 12,116 | 10,637 | 10,698 | 11,480 | 67,292 | 132,101 |
| 他県 | 7,397 | 6,895 | 7,633 | 6,998 | 7,211 | 7,348 | 43,482 | 7,455 | 7,320 | 8,189 | 7,134 | 7,050 | 7,716 | 44,864 | 88,346 |
| 合計 B | 17,929 | 17,916 | 18,379 | 17,540 | 18,351 | 18,176 | 108,291 | 18,651 | 18,485 | 20,305 | 17,771 | 17,748 | 19,196 | 112,156 | 220,447 |

3. 前年差(A-B)

単位: 千羽

| 飼育県/月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 上期計 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 下期計 | 年間合計 |
|-------|-----|-----|------|-----|------|------|-----|------|-----|------|-----|------|------|------|------|
| 鹿児島県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 宮崎県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 岩手県 | 500 | 37 | 80 | 549 | -609 | 116 | 673 | -148 | 18 | -213 | 299 | -310 | -288 | -642 | 31 |
| 他県 | 125 | 500 | -366 | 144 | -25 | -377 | 1 | 223 | -39 | -31 | 217 | -143 | -76 | 151 | 152 |
| 合計 C | 625 | 537 | -286 | 693 | -634 | -261 | 674 | 75 | -21 | -244 | 516 | -453 | -364 | -491 | 183 |

4. 前年対比(A÷B、%、合計のみ)

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 上期計 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 下期計 | 年間合計 |
|-------|-------|-------|------|-------|------|------|-------|-------|------|------|-------|------|------|------|-------|
| A÷B % | 103.5 | 103.0 | 98.4 | 104.0 | 96.5 | 98.6 | 100.6 | 100.4 | 99.9 | 98.8 | 102.9 | 97.4 | 98.1 | 99.6 | 100.1 |

注1. 羽数を飼育県(生産県)により区分しています。

注2. 令和5年度は、4月から令和6年1月までは実績、2月は実績または見通しまたは計画、3月は見通しまたは計画を記入しています。

(鹿児島県エリア) ブロイラー出荷羽数・令和5年度見通しと令和6年度計画

会社名: 鹿児島県養鶏協会
 記入者: 山崎嘉都夫

1. 令和6年度出荷計画(A)

単位: 千羽、%

| 飼育県/月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 上期計 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 下期計 | 年間合計 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 鹿児島県 | 11,552 | 11,483 | 11,026 | 11,357 | 11,154 | 10,952 | 67,524 | 12,010 | 11,407 | 11,920 | 11,095 | 10,040 | 11,367 | 67,839 | 135,363 |
| 宮崎県 | 865 | 939 | 927 | 853 | 848 | 867 | 5,299 | 928 | 935 | 818 | 1,027 | 717 | 1,047 | 5,472 | 10,771 |
| 岩手県 | | | | | | | 0 | | | | | | | 0 | 0 |
| 他県 | 163 | 165 | 150 | 156 | 156 | 150 | 940 | 168 | 157 | 171 | 155 | 152 | 168 | 971 | 1,911 |
| 合計 A | 12,580 | 12,587 | 12,103 | 12,366 | 12,158 | 11,969 | 73,763 | 13,106 | 12,499 | 12,909 | 12,277 | 10,909 | 12,582 | 74,282 | 148,045 |

2. 令和5年度実績・見通し(B)

| 飼育県/月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 上期計 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 下期計 | 年間合計 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 鹿児島県 | 10,956 | 11,027 | 10,996 | 10,665 | 10,894 | 11,176 | 65,714 | 11,408 | 11,125 | 11,799 | 10,836 | 10,231 | 11,512 | 66,911 | 132,625 |
| 宮崎県 | 867 | 947 | 944 | 757 | 880 | 778 | 5,173 | 933 | 886 | 933 | 804 | 811 | 936 | 5,303 | 10,476 |
| 岩手県 | | | | | | | 0 | | | | | | | 0 | 0 |
| 他県 | 169 | 155 | 167 | 146 | 158 | 142 | 937 | 182 | 159 | 177 | 148 | 188 | 125 | 979 | 1,916 |
| 合計 B | 11,992 | 12,129 | 12,107 | 11,568 | 11,932 | 12,096 | 71,824 | 12,523 | 12,170 | 12,909 | 11,788 | 11,230 | 12,573 | 73,193 | 145,017 |

3. 前年差(A-B)

単位: 千羽

| 飼育県/月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 上期計 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 下期計 | 年間合計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|-----|-----|------|-----|------|------|------|------|
| 鹿児島県 | 596 | 456 | 30 | 692 | 260 | -224 | 1810 | 602 | 282 | 121 | 259 | -191 | -145 | 928 | 2738 |
| 宮崎県 | -2 | -8 | -17 | 96 | -32 | 89 | 126 | -5 | 49 | -115 | 223 | -94 | 111 | 169 | 295 |
| 岩手県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 他県 | -6 | 10 | -17 | 10 | -2 | 8 | 3 | -14 | -2 | -6 | 7 | -36 | 43 | -8 | -5 |
| 合計 C | 588 | 458 | -4 | 798 | 226 | -127 | 1939 | 583 | 329 | 0 | 489 | -321 | 9 | 1089 | 3028 |

4. 前年対比(A÷B、%、合計のみ)

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 上期計 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 下期計 | 年間合計 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|
| A÷B % | 104.9 | 103.8 | 100.0 | 106.9 | 101.9 | 99.0 | 102.7 | 104.7 | 102.7 | 100.0 | 104.1 | 97.1 | 100.1 | 101.5 | 102.1 |

注1. 羽数を飼育県(生産県)により区分しています。

注2. 令和5年度は、4月から令和6年1月までは実績、2月は実績または見通しまたは計画、3月は見通しまたは計画を記入しています。

(宮崎県エリア) ブロイラー出荷羽数・令和5年度見通しと令和6年度計画

会社名: (一社)宮崎県養鶏協会

記入者: 大木場 格

1. 令和6年度出荷計画(A)

単位: 千羽、%

| 飼育県/月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 上期計 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 下期計 | 年間合計 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 鹿児島県 | 2,076 | 2,202 | 2,067 | 2,045 | 2,194 | 1,959 | 12,543 | 2,324 | 2,171 | 2,300 | 2,222 | 1,926 | 2,319 | 13,262 | 25,805 |
| 宮崎県 | 10,714 | 10,626 | 10,224 | 10,818 | 10,129 | 10,486 | 62,997 | 10,765 | 10,768 | 11,548 | 10,163 | 10,319 | 10,734 | 64,297 | 127,294 |
| 岩手県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 他県 | 1,135 | 1,141 | 1,225 | 1,157 | 1,247 | 1,054 | 6,959 | 1,181 | 1,276 | 1,273 | 1,229 | 1,081 | 1,355 | 7,395 | 14,354 |
| 合計 A | 13,925 | 13,969 | 13,516 | 14,020 | 13,570 | 13,499 | 82,499 | 14,270 | 14,215 | 15,121 | 13,614 | 13,326 | 14,408 | 84,954 | 167,453 |

2. 令和5年度実績・見通し(B)

| 飼育県/月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 上期計 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 下期計 | 年間合計 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 鹿児島県 | 1,873 | 2,191 | 2,301 | 1,867 | 2,320 | 2,026 | 12,578 | 2,173 | 2,148 | 2,296 | 2,124 | 1,973 | 2,239 | 12,953 | 25,531 |
| 宮崎県 | 10,105 | 10,401 | 9,913 | 10,394 | 10,169 | 10,720 | 61,702 | 10,595 | 10,876 | 11,760 | 9,911 | 10,476 | 10,083 | 63,701 | 125,403 |
| 岩手県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 他県 | 1,297 | 1,135 | 1,315 | 990 | 1,254 | 962 | 6,953 | 1,233 | 1,248 | 1,207 | 1,290 | 1,080 | 1,416 | 7,474 | 14,427 |
| 合計 B | 13,275 | 13,727 | 13,529 | 13,251 | 13,743 | 13,708 | 81,233 | 14,001 | 14,272 | 15,263 | 13,325 | 13,529 | 13,738 | 84,128 | 165,361 |

3. 前年差(A-B)

単位: 千羽

| 飼育県/月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 上期計 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 下期計 | 年間合計 |
|-------|------|-----|------|-----|------|------|------|-----|------|------|-----|------|-----|-----|------|
| 鹿児島県 | 203 | 11 | -234 | 178 | -126 | -67 | -35 | 151 | 23 | 4 | 98 | -47 | 80 | 309 | 274 |
| 宮崎県 | 609 | 225 | 311 | 424 | -40 | -234 | 1295 | 170 | -108 | -212 | 252 | -157 | 651 | 596 | 1891 |
| 岩手県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 他県 | -162 | 6 | -90 | 167 | -7 | 92 | 6 | -52 | 28 | 66 | -61 | 1 | -61 | -79 | -73 |
| 合計 C | 650 | 242 | -13 | 769 | -173 | -209 | 1266 | 269 | -57 | -142 | 289 | -203 | 670 | 826 | 2092 |

4. 前年対比(A÷B、%、合計のみ)

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 上期計 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 下期計 | 年間合計 |
|-------|-------|-------|------|-------|------|------|-------|-------|------|------|-------|------|-------|-------|-------|
| A÷B % | 104.9 | 101.8 | 99.9 | 105.8 | 98.7 | 98.5 | 101.6 | 101.9 | 99.6 | 99.1 | 102.2 | 98.5 | 104.9 | 101.0 | 101.3 |

注1. 羽数を飼育県(生産県)により区分しています。

注2. 令和5年度は、4月から令和6年1月までは実績、2月は実績または見通しまたは計画、3月は見通しまたは計画を記入しています。

改正法の概要（育成就労制度の創設等）

技能実習制度及び特定技能制度をめぐる状況に鑑み、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として育成就労の在留資格を創設し、育成就労計画の認定及び監理支援を行おうとする者の許可の制度並びにこれらに関する事務を行う外国人育成就労機構を設けるほか、1号特定技能外国人支援に係る委託の制限、永住許可の要件の明確化等の措置を講ずる。（公布の日から原則3年以内に施行（注1））
（注1）準備行為に係る規定は公布即施行

入管法

1. 新たな在留資格創設

- 技能実習の在留資格を廃止。「**育成就労産業分野**」（特定産業分野のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの）に属する技能を要する業務に従事すること等を内容とする「**育成就労**」の在留資格を創設（注2）。

2. 特定技能の適正化

- 特定技能所属機関（受入れ機関）が1号特定技能外国人の支援を外部委託する場合の委託先を、登録支援機関に限るものとする。

3. 不法就労助長罪の厳罰化

- 外国人に不法就労活動をさせる等の不法就労助長罪の罰則を上げ。（拘禁刑3年以下又は罰金300万円以下→5年以下又は500万円以下 ※併科可）

4. 永住許可制度の適正化

- 永住許可の要件を一層明確化し、その基準を満たさなくなった場合等の取消事由を追加。ただし、特段の事情がない限り、在留資格を変更して引き続き在留を許可。

（注2）さらに、一定基準に適合する企業の外国事業所の職員が技能等を修得するための「企業内転勤2号」の在留資格を創設。

4. その他

- 季節性のある分野において、派遣形態による育成就労の実施を認める。
- 制度所管省庁が地域協議会を組織することができるものとし、地域の実情を踏まえた取組について協議を行うものとする。
- 施行までに技能実習生として入国した者は、施行後、現段階から次の段階までの資格変更（例：1号→2号、2号→3号）を一定の範囲で認める。

育成就労法（技能実習法の抜本改正）

1. 育成就労制度の目的・基本方針

- 法律名を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」（**育成就労法**）に改める。
- 育成就労制度は、育成就労産業分野において、**特定技能1号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、**当該分野における人材を確保**することを目的とする。
- 政府は基本方針及び分野別運用方針を定めるものとし、分野別運用方針において、各分野の受入れ見込数を設定するものとする。

2. 育成就労計画の認定制度

- 育成就労計画の認定に当たって、育成就労の期間が3年以内（注3）であること、業務、技能、日本語能力その他の目標や内容、受入れ機関の体制、外国人が送出機関に支払った費用額等が基準（注4）に適合していることといった要件を設ける。
- 転籍の際には、転籍先において新たな育成就労計画の認定を受けるものとし、当該認定は、①やむを得ない事情がある場合や、②同一業務区分内であること、就労期間（1～2年の範囲で業務の内容等を勘案して主務省令で規定）・技能等の水準・転籍先の適正性に係る一定の要件（注5）を満たす場合（**本人意向の転籍**）を行う。

3. 関係機関の在り方

- 監理団体に代わる「**監理支援機関**」については、外部監査人の設置を許可要件とする。監理支援機関は、受入れ機関と密接な関係を有する役職員を当該受入れ機関に対する業務に関わらせてはならないものとする。
- 外国人技能実習機構に代わる「**外国人育成就労機構**」を設立。育成就労外国人の転籍支援や、1号特定技能外国人に対する相談援助業務を追加。

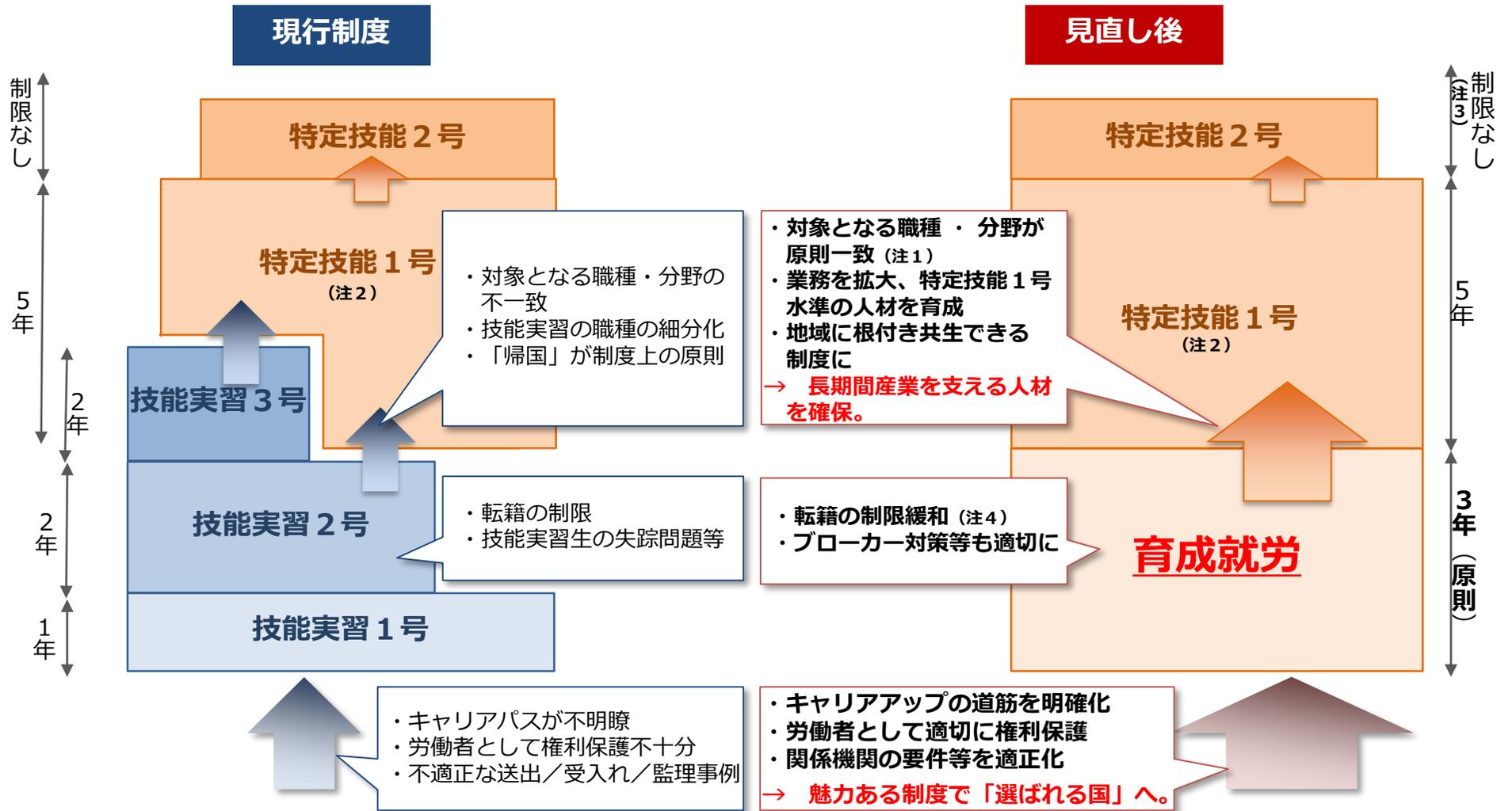
（注3）主務省令で定める相当の理由（試験不合格）がある場合は、最大で1年の延長可。

（注4）詳細な要件は、主務省令で定める。

（注5）詳細な要件は、主務省令で定める。具体的には、

- ・ 同一機関での就労期間については分野ごとに1年から2年の範囲で設定すること
- ・ 技能等の水準については、技能検定試験基礎級等及び分野ごとに設定するA1～A2相当の日本語能力に係る試験への合格
- ・ 転籍先が、育成就労を適正に実施する基準を満たしていることを要件とすることを予定している。

制度見直しのイメージ図



(注1) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定産業分野と原則一致させるが、国内での育成になじまない分野は育成就労の対象外。

(注2) 特定技能 1号については、「試験ルート」での在留資格取得も可能。

(注3) 永住許可につながる場合があるところ、永住許可の要件を一層明確化し、当該要件を満たさなくなった場合等を永住の在留資格取消事由として追加する。

(注4) 転籍の制限緩和の内容

- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに、手続を柔軟化。
- 以下を要件に、同一業務区分内での本人意向による転籍を認める。
 - ・ 同一機関での就労が1～2年(分野ごとに設定)を超えている
 - ・ 技能検定試験基礎級等及び一定水準以上の日本語能力に係る試験への合格
 - ・ 転籍先が、適切と認められる一定の要件を満たす

第1回 配合飼料価格安定制度のあり方に関する検討会 議事次第

〔日時：令和6年2月20日（火）14:00～〕
〔場所：農林水産省畜産局第1会議室〕

1 開 会

2 議 事

- （1）配合飼料価格安定制度の概要と今般の飼料価格高騰への対応
- （2）その他

3 閉 会

配合飼料価格安定制度のあり方に関する検討会（第1回）

配付資料一覧

資料1 設置要領

資料2 配合飼料価格安定制度の概要と今般の飼料価格高騰への対応

「配合飼料価格安定制度のあり方に関する検討会」の設置について

1 趣旨・目的

配合飼料価格安定制度（以下、「制度」という。）は、配合飼料価格の急激な上昇が畜産経営に及ぼす影響の激変を緩和することを目的とするものであり、民間及び国の負担により生産者に補填金を交付し、その機能を果たしてきた。

他方、令和3年からの輸入原料価格の高騰に伴う配合飼料価格の急激な上昇は長期間にわたったため、巨額の財源負担が生じ、制度の持続可能性が懸念される事態に至っている。

このため、基金関係団体が参画する「配合飼料価格安定制度のあり方に関する検討会」（以下、「検討会」という。）を設置し、令和3年からの配合飼料価格の急激な上昇に際して講じた措置を検証するとともに、制度が本来の機能を果たしつつ、より持続可能性の高いものとなり、もって我が国畜産経営の安定が図られるよう、そのあり方について検討することとする。

2 検討・実施内容

- (1) 令和3年以降の配合飼料価格の急激な上昇に際して講じた措置の検証
- (2) 制度に関する基金団体及び畜産関係団体からの意見聴取
- (3) より持続可能性の高い制度のあり方に関する検討

3 検討会の情報の取扱い

- (1) 検討会は非公開とする。
- (2) 検討会における資料及び議事要旨については、検討会の出席者の事前了解を得た上で、検討会の終了後に農林水産省ホームページに掲載する。

4 体制

- (1) 検討会の構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 検討会は、制度に関する意見を聴取するため、畜産生産者団体をはじめとする関係者の出席を求めることができる。
- (3) 検討会の事務局は、農林水産省畜産局飼料課が行う。

配合飼料価格安定制度のあり方に関する検討会構成員

(一社) 全国配合飼料供給安定基金 (全農基金)

(一社) 全国畜産配合飼料価格安定基金 (畜産基金)

(一社) 全日本配合飼料価格畜産安定基金 (商系基金)

(公社) 配合飼料供給安定機構

(協同) 日本飼料工業会

全国農業協同組合連合会

全国酪農業協同組合連合会

日本養鶏農業協同組合連合会

全国畜産農業協同組合連合会

全国開拓農業協同組合連合会

農林水産省畜産局飼料課

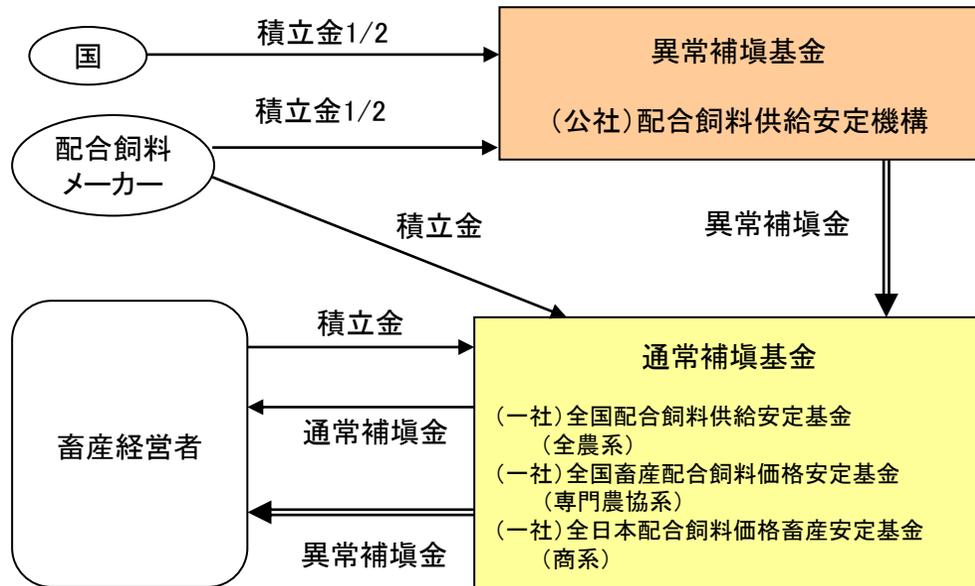
配合飼料価格安定制度の概要と 今般の飼料価格高騰への対応

令和6年2月
農林水産省

配合飼料価格安定制度の概要①(制度概要)

- 配合飼料価格安定制度は、配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、
 - ① 民間(生産者と配合飼料メーカー等)の積立てによる「通常補填」と、
 - ② 異常な価格高騰時に通常補填を補完する「異常補填」(国と配合飼料メーカーが積立て)の二段階の仕組みにより、生産者に対して、補填を実施。
- 生産者や配合飼料メーカー等が負担する積立金は、税制上の特例により損金に算入することが可能。これにより基金財源の円滑な造成を促進。

○ 制度の基本的な仕組み



○ 発動条件等

| | |
|---|--|
| <p>異常補填基金</p> <p>(国とメーカーが 1/2ずつ拠出)</p> | <p>当該四半期の輸入原料価格が、 直前1か年(直前4四半期)の平均と比べ 115%を超えた場合</p> |
| <p>通常補填基金</p> <p>(生産者と 飼料メーカーが拠出)</p> | <p>当該四半期の輸入原料価格が、 直前1か年(直前4四半期)の平均を 上回った場合</p> |

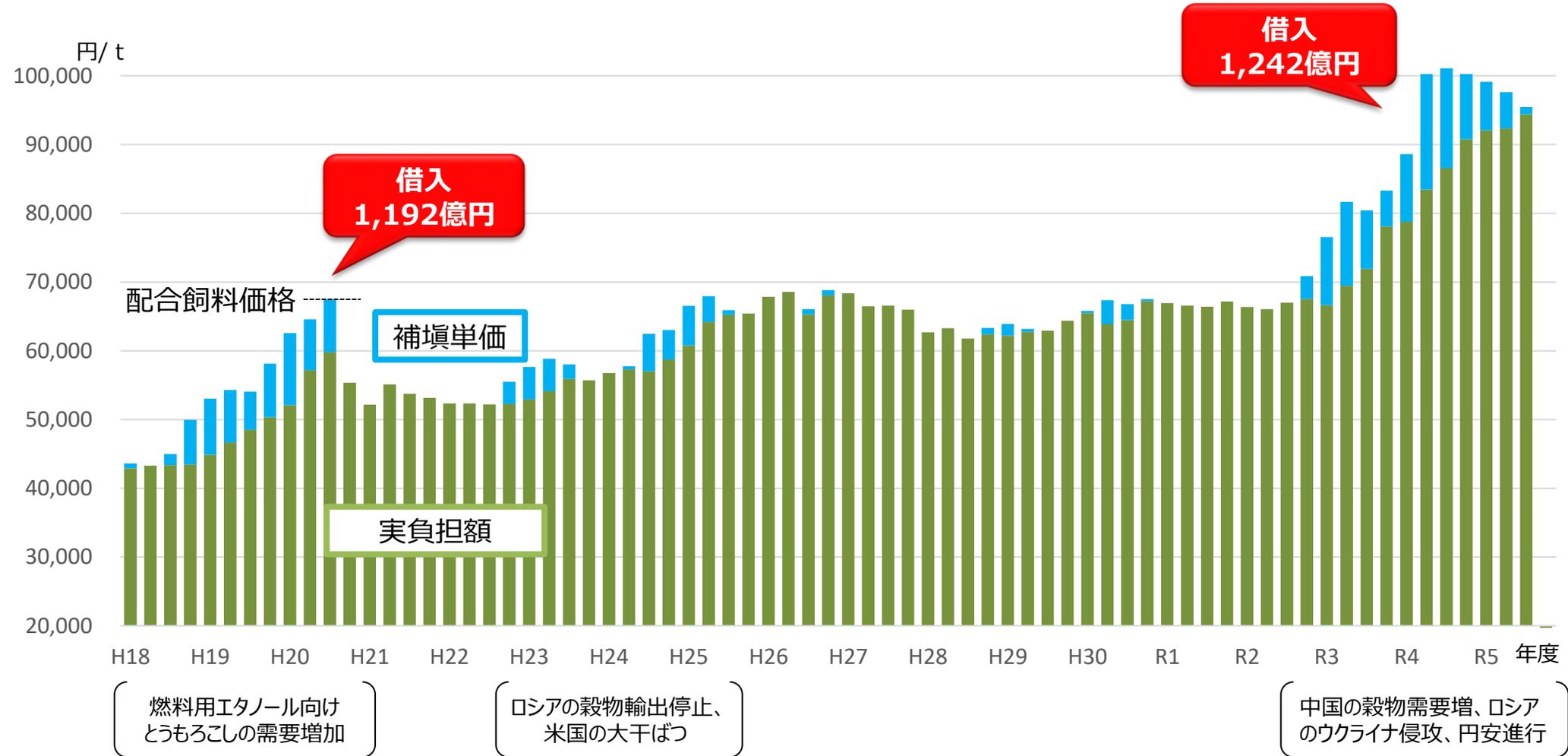
配合飼料価格安定制度の概要②(制度の沿革)

- 昭和30年代後半以降、我が国畜産の発展に伴い、輸入飼料穀物をベースとした配合飼料の供給が増加。
- 昭和43年に民間基金として全農基金と乳配基金(専門農協系基金の前身)が設立され、現在の通常補填が創設された。
- 昭和50年に異常補填の実施主体として現在の配合飼料供給安定機構が設立。飼料穀物価格の急騰時においては国も参加する仕組みとして異常補填制度が創設された。
- その後、幾度かの見直しが行われつつも、二段階の仕組みで生産者に補填を行う制度の根幹は維持。

| 年 | 配合飼料価格安定制度の沿革 | 背景 |
|-------|--|--------------------------------------|
| 昭和43年 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間基金として全国配合飼料供給安定基金(全農系)、全国乳牛配合飼料価格安定基金(専門農協系の基金の前身)が設立 ・ <u>配合飼料価格安定制度(通常補填)の創設</u> | 海上運賃の上昇、米国内の干ばつ等による配合飼料価格の連続値上げ |
| 昭和48年 | 民間基金として全日本配合飼料価格安定基金(商系)が設立 | 主産国の不作、旧ソ連の穀物大量買付け等による国際穀物需給の混乱・不安定化 |
| 昭和50年 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 配合飼料供給安定機構が設立 ・ <u>異常補填制度(国：民間＝1：1の基金)の創設</u> <p>※輸入原料価格が直前1年間の平均115%を上回る場合において発動</p> | |
| 平成11年 | 制度の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 異常補填において、輸入原料価格を3品目から6品目に変更 ・ 通常補填において、補填基準を前年度第4四半期の配合飼料価格から直前1年間の平均配合飼料価格に変更 | 麦制度におけるSBS方式の導入等 |
| 平成26年 | 制度の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常補填しか発動しない場合に、異常補填が発動しやすくなるよう、発動基準の特例を新設 ・ 通常補填において、配合飼料価格から輸入原料価格に指標を変更 | 輸入原料価格の上昇、高止まりに伴う配合飼料価格の高止まり |
| 令和5年 | 制度の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 算定期間を直近2年半平均に延長する緊急補填(新たな特例)を措置 | ロシアのウクライナ侵攻、円安等により配合飼料価格が高騰 |

配合飼料価格安定制度の効果(配合飼料価格及び補填の推移)

- 補填財源を造成するため、各基金において積立てが行われ、飼料価格高騰時には補填が発動して、配合飼料価格の上昇が畜産経営に与える影響を緩和。
- しかしながら、積立てによってもなお補填財源が不足する場合には、借入により財源を捻出。



注：配合飼料価格は（公社）配合飼料供給安定機構「飼料月報」の工場渡し価格（全畜種平均）の四半期平均値。補填額には、通常・異常・緊急補填のほか、国費及びALICによる特別対策を含む。

今般の飼料価格高騰への対応①(補填の状況)

- ロシアによるウクライナ侵攻や円安等により、配合飼料価格が高騰。3年間にわたり、5,700億円を超える補填が発動。
- 価格高騰が急激かつ長期間にわたったため、補正予算や予備費により、2,100億円を超える国費を措置。
これは納税者1人あたり約5千円の負担に相当。(国税庁「令和4年分民間給与実態統計調査」を基に試算)
- 民間負担分の補填財源も枯渇し、市中銀行等から1,200億円余の借入れを行っており、令和13年度までかけて返済する計画。
なお、この借入れに対して国費で利子補給を措置(現状で総額69億円程度)。
- このように、本制度は民間、国ともに巨額の財源負担を要する場合があります、その持続可能性に懸念。

【令和2年度第4四半期以降における補填総額と民間・国別の負担額】

令和6年2月時点

| 補填の種類 | 民間負担額 | 国費負担額 | 計 |
|----------------------|---------|---------|---------|
| 通常・異常補填 | 3,139億円 | 993億円 | 4,132億円 |
| 緊急補填 | 441億円 | 294億円 | 734億円 |
| 特別対策 ^(※2) | - | 854億円 | 854億円 |
| 計 | 3,580億円 | 2,141億円 | 5,721億円 |

【借入れの状況と返済計画等】

令和6年2月時点

| | 借入額 | 返済期間 | 利子補給額 (推計※) |
|------|---------|--------------------|----------------|
| 通常補填 | 428億円 | 5年間 (R5~R10年度) | 24億円 |
| 異常補填 | 674億円 | 10年間 (R4~R13年度) | 36億円 |
| 緊急補填 | 141億円 | 5年間 (R6~R11年度) | 10億円 |
| 総額 | 1,242億円 | - | 69億円 |

※1 令和2年度第4四半期から令和5年度第3四半期までの補填総額。

※2 配合飼料価格高騰緊急対策事業(令和4年度第3四半期及び第4四半期)の執行額。

※ 返済期間中の金利が借入れ時から変動しないものと仮定し、完済までに必要となる利子補給総額を記載。

今般の飼料価格高騰への対応②(畜種別の補填額と経営への効果)

- 配合飼料価格安定制度では、畜種ごとの畜産物の市況や経営状況に関わらず、配合飼料の購入量等に応じて全畜種一律に補填される。
- 今般の飼料価格高騰において行われた補填(令和2年度第4四半期～令和5年度第3四半期)の1戸あたりの平均補填額は、乳牛や肉用牛が少なく、肉豚や鶏の経営で多い。

| 畜種 | 配合飼料 製造量割合 | 畜種ごとの 補填額(推計) | 1戸あたり補填額 (推計) | | (参考) 経営安定対策による 補填額等(令和4年度) |
|------------|---------------|------------------|------------------|---------|---|
| | | | うち国費 | | |
| 乳牛 | 13% | 760億円 | 603万円 | 226万円 | 加工原料乳生産者補給金制度：約374億円 加工原料乳生産者経営安定対策事業：約79億円 収入保険加入可(加工原料乳生産者経営安定対策との選択制。) |
| 肉用牛 | 20% | 1,150億円 | 298万円 | 111万円 | 肉用牛肥育経営安定交付金制度：約229億円 肉用子牛生産者補給金制度：約21億円 |
| うち 繁殖経営 | 3% | 170億円 | 50万円 | 19万円 | |
| 肉豚 | 24% | 1,360億円 | 4,036万円 | 1,510万円 | 肉豚経営安定交付金制度：発動なし |
| 採卵鶏 | 27% | 1,520億円 | 8,636万円 | 3,232万円 | 鶏卵生産者経営安定対策事業：発動なし |
| 肉用鶏 | 16% | 930億円 | 4,429万円 | 1,657万円 | 収入保険加入可 |

出典：(公社)配合飼料供給安定機構「飼料月報」、農林水産省「畜産統計」

※1 畜種ごとの補填額は令和2年度第4四半期から令和5年度第3四半期までの総額5,721億円を畜種ごとの配合飼料製造割合(令和4年度)で按分して推計。
ただし、繁殖経営の割合は飼料課推計。

※2 1戸あたり補填額は、畜種ごとの補填額(推計)を畜産統計による戸数(令和5年2月時点)で按分して推計。

畜産農家の配合飼料購入価格

- 肉豚や鶏では、大量に購入・輸送しているケースが多い。一方、乳牛や肉牛で多く見られる家族経営では配合飼料の使用量が少なく、小口で購入しているケースも多いとみられる。
- また、同一畜種間においても、購入量や価格交渉の結果により、配合飼料の購入価格に大きな差。

| 畜種 | 購入価格（令和5年3月、農家聞き取り、輸送費込み） [最小価格～最大価格] |
|------|--|
| 乳牛 | 68,050～106,050 円/トン |
| 肉牛肥育 | 65,230～96,680 円/トン |
| 肉牛繁殖 | 78,200～106,710 円/トン |
| 肉豚肥育 | 50,160～105,559 円/トン |
| 採卵鶏 | 60,500～103,290 円/トン |
| 肉用鶏 | 42,900～109,958 円/トン |

配合飼料価格高騰対策と畜種別の経営安定対策

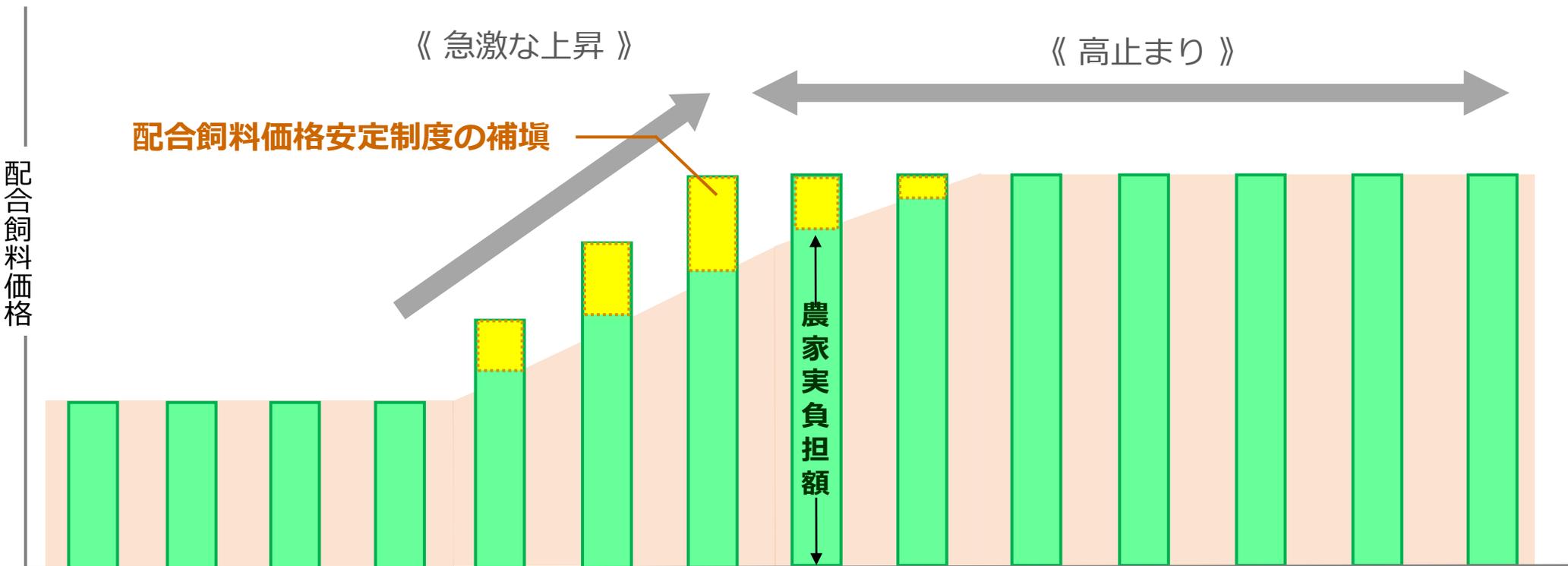
- 本制度は、配合飼料価格高騰時の激変緩和対策であり、飼料価格が高い状況に対して永続的に補填し続けることを意図した制度ではない。
- また、輸入原料価格によって補填単価を算出する生産資材対策であるため、畜種ごとの経営状況に応じた支援とはならない。
- 基本的には畜産物の販売により賄いつつ、恒常的なコストの増加や価格の低落は畜種別の経営安定対策等により支援。

| | 対象 | 負担割合 | 発動条件等 | 補填割合等 |
|--------------------------|------------------------------------|---|--|--|
| 配合飼料 価格安定制度 | 配合飼料 (全畜種) | 【異常補填】 国：メーカー＝1：1 【通常補填】 生産者：メーカー＝1：2 | 直近1年の平均輸入原料価格が四半期ごとの平均輸入原料価格を上回った場合等 | 上回った分全額 |
| 牛・豚 マルキン | 肉用牛・肉豚 | 国：生産者＝3：1 | 標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合 | 差額の9割 |
| 肉用子牛生産者 補給金制度 | 肉用子牛 | 【①保証基準価格を下回る部分】 全額国費 【②合理化目標価格を下回る部分】 国：都道府県：生産者＝2：1：1 | 平均売買価格が保証基準価格等を下回った場合 | ①差額の10割 ②差額の9割 |
| 加工原料乳 生産者補給金 | 加工原料乳 (乳牛) | 全額国費 | 特になし (ただし、毎年度、生乳の年間販売計画の提出、年間を通じた用途別の需要に基づく安定取引の要件を満たす必要) | 定額 |
| 加工原料乳 生産者経営 安定対策事業 | 加工原料乳 (乳牛) | 国：生産者＝3：1 | 加工原料乳の取引価格が補填基準価格（過去3年間の取引価格の平均）を下回った場合 | 低落分の8割 |
| 鶏卵生産者 経営安定対策 | 鶏卵 (採卵鶏) | 【①補填基準価格を下回る場合】 国：生産者＝1：5 【②安定基準価格を下回る場合】 国：生産者＝3：1 | 鶏卵価格が補填基準価格等を下回った場合 | ①差額の9割(円/kg) ②定額（需給改善の取組を行う場合、出荷羽数に応じて支援） |
| 収入保険制度 | 収入 (乳牛 ^(※) ・ 肉用鶏) | 【保険料】 国：生産者＝1：1 【積立金】 国：生産者＝3：1 | 保険期間の収入が基準収入の9割(5年の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限)を下回った場合 | 下回った額の9割 (上限) |

※ 乳牛の場合、加工原料乳生産者経営安定対策との選択制。

経営安定対策との関係(イメージ)

- 配合飼料価格が急激に上昇した場合には、畜産物の販売価格への反映や飼養方法の変更・工夫を直ちに行うことは困難なため、配合飼料価格安定制度の補填により激変緩和。
- 配合飼料価格が高い状況が続いた場合には、本制度による補填がなくなり、各種の経営安定対策等に対応。



経営安定対策では、制度による補填を除いた、農家実負担額（）で配合飼料費を計算

配合飼料価格安定制度に対する主な意見

- 本制度に対し、生産者からは更なる補填を求める声や、廃業する生産者の借入金も継続する者が負うことへの懸念の声、飼料メーカーからは財源の範囲内での補填や基金の裁量を求める声、有識者からは国の財政負担が続くことへの懸念の声など、様々な意見がある。

【生産者・生産者団体】

- 価格転嫁できない部分を配合飼料価格安定制度等で吸収しているのが現状であり、今後も制度を継続していただきたい。
- 配合飼料価格安定制度により危機を乗り越えてきた。生産現場からはこの制度を評価する声も多くあり、必要な制度。
- より補填が出るような仕組みとなる制度にしてほしい。
- 廃業する生産者の分まで、継続する者が借入金を返済していくことになり、今後の経営に大きな負の影響。
- 豚はマルキンと飼料基金を一本の制度にできないか。
- 補填の発動基準を畜種ごとに設定することや畜種別による基金の運用ができないか。

【飼料メーカー】

- 財源が枯渇した時に借金をしてまで補填するのではなく、財源の範囲内で補填するような仕組みにしてほしい。
- 借入れの是非も含めて、基金に裁量を持たせる仕組みにしてほしい。
- 飼料価格高騰への支援とマルキン等の経営安定対策のあり方、民間と政府の補完のあり方等、複雑かつ多岐に渡る課題がある。
- 配合飼料価格安定制度は大部分が民間負担であり、飼料メーカーも緩衝材にはなっているものの、最終的に飼料価格に織り込むこととなる。
- 国と生産者が財源を積み立てる方式に移行してほしい。

【有識者】

- 財政との関係から見ると、今般の配合飼料高に対する短期的な支援策は必要だが、短期で終わらない事象については、中長期的に考えていく必要がある。
- 変化が持続すれば国費が投入され続けてしまうため、業界のほか国民を含めた全体の納得感が得られなければならない。

配合飼料価格制度のあり方に関する検討会（第2回） 議事要旨

1 開催日時：令和6年3月11日（月）14：00～16：20

2 場所：農林水産省第2特別会議室

3 出席者：別紙「出席者一覧」のとおり

4 議事及びその要旨

（1）生産者団体からの制度に対する意見

（全国農業協同組合中央会）多くの経営体が制度による補填、緊急補填や特別対策で危機を乗り越えた。補填金額の大きさは、制度が生産基盤の維持に貢献した証左。農家戸数が減少する中、国産畜産物を将来にわたって供給するためにも生産基盤の維持・強化が必要。制度に対し生産現場からは評価の声があり、制度の維持を望んでいる。配合飼料は原料を海外に依存しており、急騰がいつ起こるかわからず、引き続き制度の激変緩和の仕組みの堅持が必要。生産者と飼料メーカーが積み立て、必要であれば借入も行って現行の対応を実施すべき。

（中央酪農会議）借入れを含めた各基金の対応や国による緊急支援はありがたいが、1,200億円以上の借入金返済しながら制度を維持することは大変。一方で、世界の穀物生産や、1ドル150円を超えるような円安の状況を考えると、将来的に配合飼料価格が下がる可能性があるのか懸念。制度を保持しつつ、食料の安全保障や、地域の維持のために国が所得補償のような形で第一次産業に補填すべき。

（全国肉牛事業協同組合）制度は継続してほしい。組合員からは満額補填を求める声だけでなく、補填の時期と返済の時期にずれが生じるため借金をしないように求める声もある。通常補填では3基金が類似の事業を行っているが、スリム化してほしい。仮に基金によって補填の方法が変わる場合には、生産者が基金間の移動を円滑に行えるよう検討願いたい。

（日本養豚協会）畜産農家にとって良い制度。前回の高騰時では借金を10年かけて返済したが、その間に養豚農家は半減。現在でも減少。金を受け取って廃業する人がいる中で、借金が残った人が返すという構造的問題に対応できていない。畜産物の価格転嫁も含めてやってほしい。4～5年かけて検討してもよいのではないか。また、通常補填と異常補填、3基金団体を統合して簡素化してほしい。

（日本養豚事業協同組合）制度によって多くの農家が救われたが、補填金を受け取ってから廃業する人もおり、無理な補填を行うため借入れし、その返済を次世代に回す形。頑張った人が報われる仕組みになっていない。価格高騰局面では経営体質の強化が本来の対応であり、制度はそれを前提に激変緩和を行うものであるはず。補填は生産者が将来返済するものであり、飼料メーカー負担分は飼料価格に上乗せして返済される。コストダウン等の経営努力の足枷になってはならない。1,200億円の返済をしつつ次の高騰に向けて積増しもするという厳しい状況。

（日本養鶏協会）制度は激変緩和対策として機能し、助けられたが、高止まりが長期化するのとは想定外。制度疲労がある。借入してまでの補填は望まず、財源がなくなれば補填は打ち切りでよいとの声もある。基金の借金は隠れ債務になっていることを懸念。

昨年は卵価が高く、予期せぬ形で黒字を確保できたが、納税に際してはキャッシュの準備に苦労した。生産や畜産物相場に連動した補填制度は作れないだろうかという声もある。

（日本食鳥協会）肉用鶏の1経営当たりの補填額は推計で約4,400万円と非常にありがたい制度。肉用鶏には収入保険はあるがコスト増には対応できず、制度しかセーフティネットが

ない。制度に異を唱えるところはないが、辞めていく人の借金を誰が払うかという問題は考える必要。

(中央畜産会) 補填に 5,700 億円超という巨額を費やしたが、激変緩和のための制度であり、その間に生産性向上や価格転嫁を行うことが基本。畜種別の経営安定対策と両輪で考えることも必要。大家畜は、国産飼料基盤に立脚した経営の確立も必要。

全農基金は補填を重視する一方、全日基は財源の範囲内での補填、と意見が異なる。基金毎に裁量を持たせ、自由度を高めるのも重要。生産者が各々の経営に応じて契約する基金を選択することで、経営感覚の向上にも寄与するような措置を考えるべき。コスト低減対策などの前向きな支援も重要。

(2) 意見交換 (基金団体から生産者団体に対して質問)

【質問】(全国畜産配合飼料価格安定基金) 基金団体は事業内容がほぼ同じでありながら、配合飼料の購入先で3つに分かれている。3基金を統合することに対しての見解をお聞きしたい。

(全国肉牛事業協同組合) 1つにまとめたらどうかとの意見が多い。

(全国農業協同組合中央会) JAグループとしては、生産者と飼料メーカーで積み立てつつ、必要に応じて借入れも行い、しっかりと影響緩和を行っていきたい。基金毎に裁量を持たせるべきとの意見もあり、必ずしも統合すればよいわけではない。

(日本養豚協会) 基金団体の一本化は一つの方法かもしれないが、そもそも農家は借金の実態を知らない。農家に現状を周知し、意識を変えなければ、基金を一本化しても状況は変わらない。

【質問】(全日本配合飼料価格畜産安定基金) 異常基金は多額の借金を抱えて事実上破綻状態にあり、生産者との契約更新を継続できるか懸念。制度発足以来、財源負担の比率が民間に偏重しており、6割近くを負担している飼料メーカーは耐えがたい状況のため、異常と通常の両基金の一本化によるスリムかつ分かり易い仕組みを提案している。見解をお聞きしたい。

(日本養豚事業協同組合) 賛成。複雑な基金のシステムが末端の生産者に理解されていない。

(日本養鶏協会) 生産者にわかりやすい仕組みが必要。スリム化することに賛成。

(全国農業協同組合連合会) 補填の交付に感謝の声を頂いている。仮に借入をしなかった場合、令和4年度第2四半期以降は約2千円の補填となった。それで畜産経営が継続できたかどうか疑問。借入金返済に積立金の2割程度を回し、残りは補填財源に充てることができ、無理はない。借入れを絞ると補填が出ずに廃業が増え、むしろ借金が返せなくなるかもしれない。今回はやむなく借り入れたが、日頃から極力積み立てて、財源を作っておくことが重要。

(日本養豚協会) 全農の話はわかるが、それは全農が金融機関をもっているから。商系は計画書を作って金融機関から借金をしている。全農は補填や積立の話の前に生産者にしっかりと営農指導してほしい。

(全国農業協同組合連合会) 全農は、金融の指導体制を有するとともに、生産性の向上の指導も行っている。基金の積立をしなかった時期や無事戻しをしていた時期もあったので、そういうことを止めて、日頃からたくさん積んで備えておき、借入れは最後の手段というのが我々の考え。

【質問】(全国畜産配合飼料価格安定基金) 畜種別に補填金を交付することに対する見解を聞きたい。

(全国農業協同組合中央会) 全畜種一律という意味で現行の補填単価は公平だが、補填単価を分けると支援の公平性に納得感が得られるか懸念。制度の影響緩和の効果は速やかに発揮されるべきであり、算定は可能な限りシンプルであるべき。現行制度の全畜種一律の単価が明確。

(全国肉牛事業協同組合) 畜種によって資金の回転が違ふし、肉用牛でも肥育と繁殖で違ふ。一律の補填はどうかと思う。

【質問】(全日本配合飼料価格畜産安定基金) 今の制度には借金を回避する仕組みがない。借金しない又は少額で済むよう、補填に上限を設けることや、分割補填の実施、財源の範囲内での払い切りなどを制度の中に措置することについて、ご見解をお聞きしたい。

(日本養豚事業協同組合) 制度の算定は過去1年との比較のはずが、緊急補填が創設されて過去2.5年との比較になるなど、ルールを変えれば補填は出続ける。効率化を頑張り生産性を上げた者は多額の国税を払っている中、基金の借入による無理な補填発動によって営業外収入が増え、納税額が増えた一方、基金による簿外債務が発生した。全日基の提案に賛成。補填にブレーキが利く形にすべき。

(全国農業協同組合中央会) 借入によるものも含め、今回の高騰における補填の発動で生産者は危機を乗り越えた。生産現場からは継続的に補填される制度に拡充してほしいと言われている。

(3) 意見交換(生産者団体から基金団体に対して質問)

【質問】(中央畜産会) 複合経営などもある中で、畜種別に管理した場合、事務コストの上昇につながり、逆に生産者の負担増にならないか。

(事務局より、畜種別管理・個人別管理の運用が可能かどうか、基金団体に回答を依頼。)

(全国配合飼料供給安定基金) 財源管理も畜種別とする複雑な仕組みの構築が必要。どの畜種も同じ積立金で同じ補填単価という現行制度が簡明で公平と考える。農協は基金に係る事務手数料を徴収していない中、迅速に補填金を払うためには、事務負担をできるだけ軽減することが必要。個人管理については保険制度の運用に近いので、更にコストや運営経費が増高する。

(全国畜産配合飼料価格安定基金) 畜種別管理は不可能ではないと考えるが、積立単価や交付額など、具体的な検討は必要。個人別管理について、基金の財源状況などの公表は可能であるが、個人別の財源等の管理は不可能。

(全日本配合飼料価格畜産安定基金) 畜種別管理について、積立金、補填金の額を一組織で決定するのは大変難しい。個別管理するなら畜種別の団体が責任を持って対応すべき。3基金の統合について、各都道府県の基金協会と農協を一緒にするのは難しいが、まずは在京の3団体が合併すれば事務コストを低減でき、団体間の違いによる生産者への影響を解消できるため、団体統合は必要。

(中央酪農会議) 畜種間にこれほど差があると認識していなかった。酪農は疲弊している。制度だけでどこまで対応できるか。円安下、食料安保の観点からも畜産経営を支えてほしい。

(全国肉牛事業協同組合) 今回の飼料高騰は円安が発端。為替で黒字を計上する企業もある中、基金の積立ては国がやるべき。

(中央畜産会) 円安の影響は大きいですが、天候不順による作柄の変化やウクライナ情勢の影響もあり、すべて国によるものという話ではない。制度の目的は激変緩和。あまりに「国で支援」と言うと、価格形成や消費者の理解醸成が進まない。

【質問】(中央畜産会) 基金団体に、今ある借金の返済と今後の借金について、ご見解をお聞きしたい。

(全国配合飼料供給安定基金) 来年度から積立単価を上げて5年程度で返す予定。借入したのは、平時の積立が不足していたとも言えるので、平時に十分に積んで、借入を抑制できるようにしたい。生産者団体の積立金は様々な事業財源の中から総合的に支出していく。

(全国畜産配合飼料価格安定基金) 他基金と同様に、通常基金の借入金返済は5年程度、異常基金は10年程度を予定。令和6年度の積立金は2,400円/トンであり、そのうちの一部を借入金返済に向け、通常基金財源を確保していく。今後、絶対に借入れは行わない姿勢ではないが、3基金とも規定において「補填額の限度は前年度の繰越財源と当年度の積立財源の合計額」と定めている。

(全日本配合飼料価格畜産安定基金) 今後の契約数量が減ると積立単価は高くなる。今後の補填発動の状況にもよるが、借金を出来るだけ早く減らし、積立単価を引き下げる必要。異常補填基金の積立金は令和13年まで飼料メーカーが負うため、大きな負担。負担が上げれば配合飼料価格に反映せざるを得ないため、借金をせずに積立金を上げないことが持続性の観点から重要。

(全国配合飼料供給安定基金) 借入は現行制度でも強制されていない。補填金の単価は、上限として規定されているだけで、借入してまで満額補填をするべきでないとして理事会が判断すれば、借金の必要はない。緊急補填も同様。借入は配合飼料価格の激変緩和という制度の目的を果たすために必要という考えに基づき行っている。全農基金の1契約者あたりの契約数量は全日基の半分以下であり、契約対象者は中小規模の生産者が中心となっていることもご理解いただきたい。今回の借入は、過去の借入を返済した経験も踏まえての判断である。

(日本養豚事業協同組合) 飼料メーカーがどこまで身を削って農家に安い飼料を供給できるかである。それができないメーカーは業界から消えていくだろう。価格競争しつつ、補填も出るのが正しい姿。

(日本養豚協会) 3月の決算を見ると飼料メーカーには利益が出ており、それで税金を払うくらいなら先に借金を返せるのではないかと。3基金を統合してコストは下げる気持ちがなく、今のままなら、各基金が別々に稼働したらとの感じもした。農家のことをもっと考えてほしい。みんなで農家を支えるという視点が欠如していないか。飼料工場も長く建て替えられていない。

(全国農業協同組合連合会) 制度は激変緩和措置であり、経営全体を見たセーフティネットではない。マルキンと統合してはとの意見もあるが、マルキンは飼料価格が上がっても畜産物の価格が高ければ補填は出なくなるので、現在の制度とは性質が異なる上、補填金の交付に時間がかかる。我々は引き続き、(直近1年間の平均と比べて上昇した分の)満額が交付される制度を運用していきたい。

以上